

2001年2月23日

北海道開発局長 熊谷 勝弘 様



日高横断道路の新年度工事費を凍結し、直 ちに政策評価を実施することを求める要望書

このことに関して当協会では、昨年2月3日づけで北海道開発局長あて「日高横断道路（道道静内中札内線）事業の抜本的な再評価を求める要望書」を提出いたしました。

その後、北海道知事との間に4回の質疑応答を行い、また当協会では独自に「開発道路制度と日高横断道路の『時代の変化』を検証」してきました。その結果、日高横断道路を事業継続することは絶対に認められない実態が明らかになりましたので、本日別紙のとおり、北海道知事あて「日高横断道路は目的が破綻し必要性が失われているので工事を中止し『21世紀の日高山脈の自然』を考えることを求める申入れ書」を提出しました。

このうちとくに北海道開発局に関係の深い主な事項は次のとおりです。（詳しくは知事あての書類を参照してください。）

- 1 開発局が98～99年に実施した道路事業の再評価では、例えば「対象区間に交通不能区間が存在」という中止・休止の選択肢がない不適切な評価手法をとったこと、したがって再度の再評価が必要なこと、
- 2 ①開発道路は「資源開発」を主目的とする「開発道路選定基準」（1954）で運用されてきたが、1960年代に「開発道路の役割は終わった」との声が高まると、開発局では「資源開発」から逸脱して「地域開発幹線」に枠を拡大する「開発道路選定基準」（1966）を独自に策定、70年代ころからそれを運用したこと、②日高横断道路も1966年の基準により採択、事業を実施してきたこと、③しかしながら1966年の基準は非公式なもので、現在でも公式には1954年の基準が有効なものであること、したがって日高横断道路は「目的と必要性が破綻」し、開発道路選定基準に合致しない「限りなく法律違反に近い」実態にあること、

3 開発道路は戦後日本の「国民経済の復興」のために設けられた制度で、その後の時代の変化で完全に役割を終えていること、

4 これらのことから日高横断道路を21世紀に継続する意義は認められないこと、

時あたかも中央省庁再編成により、北海道開発庁・開発局は国土交通省に合併し、国土交通省は新年度から、開発道路制度も対象とする「政策評価」を実施すると伝えられています。

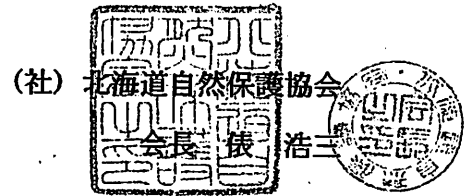
また北海道知事は、日高横断道路のような「事業主体が複数になる特殊なケースにつきましても、事業全体の効率的な執行などを確保するという観点から、評価においても、事業主体間の連携を深める方策について検討を進めている」（2000年12月28日づけ、知事から北海道自然保護協会あて回答）とのことです。

したがって北海道開発局では、北海道知事と緊密な連携をとりながら、まず日高横断道路にかかわる新年度予算を凍結し、抜本的な政策評価を早急を実施されるよう、強く要望いたします。

※ 他の各派宛は別紙のとおり

2001年2月23日

自由民主党・道民会議北海道議会議員会 御中



日高横断道路の新年度工事費を凍結し、「21世紀 の日高山脈の自然」を考えることに関する要望書

日高横断道路の抜本的な再評価を行うことについて、北海道自然保護協会では昨年2月以来、北海道知事との間で、4回にわたり文書による質疑応答をくりかえしてきました。

その結果、日高横断道路の目的と必要性について、知事は事実経過に反する虚偽の回答をするなど、数々の問題点が明らかとなりました。

そのため当協会では、本日、別紙写しのとおり、「日高横断道路は目的が破綻し必要性が失われているので工事を中止し『21世紀の日高山脈の自然』を考えることを求める申入れ書・質問書」を知事あてに提出いたしました。また北海道開発局長あてには、その写しを添えた要望書を提出いたしました。（日高横断道路の主要部分は開発局が実施する「開発道路」ですが、北海道費の負担を伴っております。）

日高横断道路の推進について、地元関係者から熱心な要望が出ていることは承知しておりますが、「時代の変化」を検証すると、21世紀に入ったいま、日高山脈の貴重な自然を傷つけながら、工事を継続する意義はまったくありません。

したがって北海道民を代表される道議会の皆さまも、よりよい北海道を築きあげるために、21世紀の日高山脈の自然はいかにあるべきか、日高横断道路を継続することの意義はどこにあるのか、といったことを、大所高所の観点から論議してくださるよう、要望いたします。

なおこの要望書は、北海道議会各会派に提出しましたことを申し添えます。

2001年 2月20日 13時19分

道議会 事務局 議事課

NO. 272

北海道議会各派名称一覧

- 自由民主党・道民会議北海道議会議員会
- 北海道議会民主党・道民連合議員会
- 北海道議会道民クラブ議員会
- 日本共産党北海道議会議員団
- 北海道議会公明党議員団
- 北海道議会道民政策会議議員会

広報広聴第4-687号

平成13年5月30日

(社)北海道自然保護協会
会長 俵 浩 三 様

北海道知事 堀 達 也



日高山脈襟裳国定公園内で工事される日高横断道に対して行為許可
(協議への同意)を与えないことを求める申入書・質問書について

平成12年3月23日付けで提出のありまし標記の申入書・質問書について、別紙のとおり回答いたします。

(広報広聴課主査(道民の声))

別紙

- 1 日高山脈は、北海道の中南部を南北に走る海拔 2,000m 級の褶曲山脈であり、稜線部は氷蝕地形の高山景観、山麓は優れた森林景観、渓谷景観を有している。また、その山系が南に伸びて太平洋に没する襟裳岬は、海蝕崖・岩礁を主体とした海岸景観が優れており、これらの優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、自然公園法により国定公園に指定されています。

また、北海道では、平成 11 年度から、北海道の豊かな自然やそこに住む人々によって築かれてきた文化や産業、生活など様々な価値を持った有形・無形の財産を北海道独自の視点で掘り起こし、北海道遺産として守り育て、引き継いでいくことを通じて、新たな魅力を持った北海道づくりを進める北海道遺産構想に取り組んでいます。

北海道遺産については、今年の秋頃までに選定を行う予定であり、現在、選定基準や保全・活用方法などについて整理を行っております。

北海道遺産を道民参加のもとに選び、保全・活用をとおして、誇りの持てる地域づくり、新たな魅力を持った北海道づくりを進めてまいりたいと考えています。

今後とも、この国定公園の指定の趣旨に沿って、適正に保護管理してまいりたいと考えています。

- 2 国定公園内で行う工作物の新築などの各種行為は、自然公園法第 17 条第 3 項等の規定により、許可（国にあっては法第 40 条第 1 項により協議）を受けなければしてはならないと規定され、その許可に際しての判断の基準（協議の回答に際しては許可基準を準用）は自然公園法施行規則第 11 条に規定されており、それに照らし合わせて許可（同意）をしてくれているところであります。

今後、道道静内中札内線に係る工作物の新設などの許可申請（協議）がなされた場合においても、自然公園法施行規則第 11 条の許可基準に照らし判断をしてまいります。